

施設物の修繕費用の負担区分に関する一覧表（第17条関係）

施設物及び設備物件	甲	乙	摘要
建物外壁	○		
屋根	○		
雨樋	○		ゴミつまりなどは、乙で清掃。
出入口(戸、はめ殺し)	○		鍵の交換は乙。交換したときには鍵1本を甲に提出。
トイレ設備一式		○	便器、手すり、紙巻器、鏡、手洗い器、オスメイト流し、ベビーチェア、給排水設備
給水設備(メーターまで)	○		
給水設備(メーターから先)		○	
排水設備(公桝まで)	○		
排水設備(公桝から先)		○	
建物内給排水設備		○	
電気設備(分電盤まで)	○		
コンセント・照明設備一式		○	
ガス設備(メーターまで)	○		
ガス設備(メーターから先)		○	
空調設備一式		○	
換気設備		○	
建物内壁面		○	
天井		○	雨漏り等で補修が必要なときは甲が対応。
建物内床面(土間を除く)		○	
内装設備一式		○	
厨房設備一式		○	
電話設備		○	
防災設備	○	○	甲が設備したものは甲が、乙が設備したものは乙が行う。

- 1 甲は東京都営交通協力会、乙は施設物使用者である。
- 2 ○の付いている方が修繕費を負担する。ただし、甲の負担となっても、乙及び第三者の故意・過失による修繕については甲の負担とならない。
- 3 本表には契約締結後に乙が設備する内装設備、厨房設備等を加えており、契約締結後に乙が設備する物件は全て乙が修繕費用を負担する。
- 4 電球、蛍光灯、フィルターのような消耗品は、乙の負担とする。
- 5 本表に記載されていないものについては、双方協議のうえ負担区分を決定する。